

いじめ防止のための本校の取組みについて

1 いじめ防止に関する学校の考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されない行為である。またいじめの問題は特定の生徒の問題ではなく、国の調査によると、9割以上の生徒がいじめに関わりをもったことがあることの実態を踏まえ、いじめ問題を学校における最重要課題の一つと捉えている。そのために生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、学校、家庭、地域、関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、夢と希望をもち、豊かに生きる生徒たちを育てていく。

2 いじめに対する基本姿勢

- (1) いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、「いじめは絶対に許さない」学校づくりに計画的、組織的に取り組む。
- (2) 学級等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感、自己肯定感の涵養に努める。
- (3) 生徒が自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める生徒の育成を目指す。
- (4) 保護者との信頼関係をつくり、地域や関係諸機関との連携を努め、いじめのない社会の実現を目指す。

3 いじめの対処

教職員はいじめを発見し又は相談を受けた場合には直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、組織的に対処していく。また指導に際しては、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。謝罪や責任を問うことだけでなく、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。必要に応じて保護者の協力を得て、関係機関、専門機関等と連携していく。

4 評価・改善

学校評価等を活用して、定期的に点検、評価を行い見直していく。なお、いじめの認知件数のみを評価対象とせず、生徒や地域の実情等を踏まえて、組織的対応の観点で評価されるよう留意する。また、地域協働学校運営協議会においても取組状況の点検、評価を行い、改善に努める。

※具体的な取組みと指導の流れ

